

保育園の災害による休園等について

A 台風等

- ① 登園前に暴風警報が発令されている場合。
 - ・午前 6 時 00 分までに警報が解除された場合
 - …通常通り保育をします
 - ・午前 6 時 01 分～午前 10 時 00 分に警報が解除された場合
 - …2 時間後から保育をします
 - ・午前 10 時 01 分～正午に警報が解除された場合
 - …家庭で昼食を済ませていただき、2 時間後から保育を開始します
 - ・正午までに警報が解除されない場合
 - …一日休園とします
- ② 保育時間中に暴風警報が発表された場合。
 - ・警報発表後、速やかにお迎えをお願いします
- ③ 大雨警報・洪水警報が発表され、園から連絡した場合のみ。
 - ・速やかにお迎えをお願いします

B 降雪

- ① 登園時に積雪が30cm 以上の場合。
- ② 登園時に積雪が30cm 未満でも気象の悪化が予想され、道路、川、側溝等の見分けがつきにくく、事故発生のおそれがあると認められる場合。
- ④ 暴風雪警報については、Bの台風等に準じます。

C 地震

- ① 登園時に「警戒宣言」が発令された場合。
 - 「東海地震注意情報」が発表された場合。
- ② 保育時間中に「警戒宣言」が発令された場合。
 - 「東海地震注意情報」が発表された場合。
 - 保育を中止しますので、速やかに迎えに来てください。ただし、保護者の引き取りがあるまでお子さんは保育園で保護します。
- ③ 地震発生後、家屋及び道路が破壊された場合。

D その他

- ① 火災及びその他の災害発生により、お子さんに直接危険があると認められた場合。
- ② その他の事由により登園または保育が不可能と認められる場合。